

新宿区公式ホームページ広告掲載要綱

平成26年9月8日

26新区区広報第825号

新宿区区長室長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区広告掲載ガイドライン（平成26年4月1日26新総合行第8号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、公式ホームページ広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ホームページ 新宿区ホームページ運営要領（平成13年3月29日13新企広第651号）第1条に規定する公式ホームページをいう。
- (2) 公式ホームページ広告掲載 ガイドライン第2条第2号に規定する広告掲載をいう。
- (3) 休日 新宿区の休日を定める条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条第1項に規定する区の休日をいう。

(公式ホームページ広告掲載の募集)

第3条 総合政策部長（以下「部長」という。）は、公式ホームページ広告掲載を募集しようとするときは、公式ホームページへの掲載その他の適宜の方法により、次に掲げる事項を明示してこれを行うものとする。

- (1) 募集期間
- (2) ガイドライン第4条から第8条までに規定する基準（以下「広告掲載基準」という。）の概要
- (3) 第8条第1項に規定する掲載料
- (4) その他部長が必要と認める事項

(公式ホームページ広告掲載の申請)

第4条 公式ホームページ広告掲載を希望するものは、新宿区公式ホームページ広告掲載申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、部長に提出するものとする。

- (1) 公式ホームページ広告掲載の内容を明らかにする書類
- (2) その他部長が必要と認める書類

(公式ホームページ広告掲載の決定等)

第5条 部長は、前条の規定による公式ホームページ広告掲載の申請（以下「掲載申請」

という。)を受けたときは、次の各号に掲げる要件について、当該掲載申請の内容を審査し、公式ホームページ広告掲載の可否を決定する。この場合において、当該審査は、掲載申請の順(これにより難い場合は、抽選その他の適宜の方法による順)により行うものとする。

- (1) 当該掲載申請の内容がガイドライン及びこの要綱に適合していること。
 - (2) 当該掲載申請を行ったものが新宿区公式ホームページ広告掲載申請書の同意欄に署名していること。
- 2 部長は、前項の規定による審査の結果、公式ホームページ広告掲載を可とする決定(以下「掲載決定」という。)をした場合には新宿区公式ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)を、公式ホームページ広告掲載を否とする決定をした場合には新宿区公式ホームページ広告不掲載決定通知書(第3号様式)を、それぞれ通知するものとする。
- 3 部長は、掲載決定をするときは、当該掲載決定に必要な条件を付することができる。

(公式ホームページ広告掲載の方法)

第6条 公式ホームページ広告掲載は、公式ホームページのトップページに、掲載決定を受けた者(以下「広告主」という。)の公式ホームページ広告掲載に係るバナー(以下「バナー」という。)を表示し、当該バナーに設定されているリンク先のウェブページを表示する方法によるものとする。

- 2 バナーに係る公式ホームページのトップページ上の位置は、部長が指定する範囲内とする。
- 3 バナーの規格は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 画素 天地45ピクセル及び左右150ピクセル
 - (2) ファイルサイズ 5キロバイト以下
 - (3) ファイル形式 GIF形式又はJPEG形式(アニメーション形式のものを除く。)

(バナーのデータの提出等)

第7条 広告主は、バナーのデータを作成し、部長の指定する日までに、部長に提出するものとする。

- 2 バナーのデータは、前条第3項に規定する規格を満たすほか、次に掲げる要件を備えるものとする。
 - (1) 広告主の業務又は紹介を主たる目的としていること。
 - (2) 広告掲載基準を満たすものであること。
 - (3) 区が進めるユニバーサルデザイン化に配慮されていること。
- 3 前項各号に定める要件は、バナーに設定されているリンク先のウェブページについて準用する。
- 4 部長は、バナーのデータ及び当該バナーに設定されているリンク先のウェブページ(次

項において「バナーデータ等」という。)が前2項に規定する要件を満たさないときは、当該要件を満たすものとなるように修正を求めるものとする。

5 バナーデータ等の作成及び修正に要する経費については、区は、一切負担しない。

(掲載料)

第8条 公式ホームページ広告掲載の料金(以下「掲載料」という。)は、1件につき、月額2万円とする。

2 前項の規定により掲載料を算定する場合において、公式ホームページ広告掲載の期間に係る終期が休日に当たるときは、第10条第2項の規定による当該終期の繰り下げ前の日を基準にして行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たす企業・団体は、掲載料を1件につき月額1万円に減額する。

(1) 新宿ものづくりマイスター「技の名匠」の認定を受けた者が認定を受けた日の属する月から従事していること。

(2) 「新宿区優良企業表彰」を受賞していること。

(3) 新宿区商店会連合会推奨「金賞」を受賞していること。

(4) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けていること。

(5) 新宿ビジネスプランコンテストで受賞していること。

4 前項に定めるもののほか、部長が特に必要と認めるときは、第1項の掲載料を減額することができる。

5 部長は、特に必要と認めるときは、前2項の規程による減額を取り消すことができる。

(掲載料の徴収)

第9条 区は、広告主から、次条に規定する公式ホームページ広告掲載の期間分の掲載料を、期日を指定して、あらかじめ一括して徴収するものとする。

(公式ホームページ広告掲載の期間)

第10条 公式ホームページ広告掲載の期間は、月を単位とし、一の掲載決定につき12月を上限とする。

2 公式ホームページ広告掲載の期間に係る始期は、前条の指定期日までに掲載料が納付された事実並びに第7条第1項の部長の指定する日までに第6条第3項に規定する規格及び第7条第2項各号に掲げる要件等を満たしたバナーデータ等が提出された事実を区が確認できた日の属する月の翌月の初日(当該日が休日に当たるときは、当該日後の休日でない日)とし、公式ホームページ広告掲載の期間に係る終期は、新宿区公式ホームページ広告掲載決定通知書に記載された掲載期間の終期の月の末日(当該日が休日に当たるときは、当該日後の休日でない日)とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、部長は、特に必要と認めるときは、公式ホームページ広告掲載の期間に係る始期及び終期を別に設定することができる。この場合において、部長は、あらかじめ広告主にその旨を通知するものとする。
- 4 部長は、公式ホームページ広告掲載の期間中に、区はやむを得ない事情により公式ホームページが閲覧できない状態になったときは、次の各号に掲げる当該閲覧できない状態にある時間の区分に応じ、当該各号に定める日数について、当該公式ホームページ広告掲載の期間を無償で延長するものとする。
 - (1) 1時間以上24時間以内 1日
 - (2) 24時間を超える時間 当該24時間を超える時間数を24で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを繰り上げた数）の日数に1日を加算した日数
- 5 前項の場合において、同項の閲覧できない状態にある時間が複数存するときは、当該時間を合算するものとする。

（掲載決定の取消し等）

第11条 部長は、次の各号のいずれかの場合には、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が偽りの内容により掲載申請を行う等不正の手段によって掲載決定を受けたとき。
 - (2) 広告主が掲載決定の内容と異なる広告を行い、又は掲載決定時に付された条件を遵守しなかったとき。
 - (3) 広告主が新宿区公式ホームページ広告掲載取下げ申出書（第4号様式）により公式ホームページ広告掲載を取り下げを申し出たとき。
 - (4) 広告主が第7条第1項の規定による提出を行わないとき。
 - (5) 広告主が第7条第4項の規定による修正の要求に応じないとき。
 - (6) 広告主が第9条の規定による掲載料の徴収に応じないとき。
 - (7) 広告主が第13条の規定による書類の提出に応じないとき。
 - (8) 第1号、第2号及び第4号から前号に掲げる場合のほか、広告主がこの要綱に違反したとき。
 - (9) その他部長が特に必要と認めるとき。
- 2 部長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、当該取消しに係る広告主に対し、新宿区公式ホームページ広告掲載決定取消通知書（第5号様式）を通知するとともに、当該取消通知書により掲載決定を取り消すこととした日から当該掲載決定に係る公式ホームページ広告掲載を行わないものとする。
- 3 区は、第1項の規定による掲載決定の取消しにより広告主に損害が生じても、その賠償を行わないものとする。

（掲載料の返還）

第12条 区は、前条第1項の規定により掲載決定を取り消したとき（同項第6号により取り消したときを除く。）は、同条第2項の取消日の属する月の翌月から当該掲載決定に係る公式ホームページ広告掲載の期間に係る終期の月までの間の掲載料を、当該掲載決定に係る広告主に対し返還するものとする。

2 区は、広告主から掲載料を徴収後、第8条第3項及び第4項の規定による掲載料減額の事由が発生したときは、事由の発生した日の属する月の翌月から当該掲載決定に係る公式ホームページ広告掲載の期間に係る終期の月までの間の掲載料減額分を、当該掲載決定に係る広告主に対し返還するものとする。

3 前2項の規定による返還に際しては、利子を付さないものとする。

（書類の提出）

第13条 部長は、公式ホームページ広告掲載が広告掲載基準の適合していない等の疑義が生じたときは、当該公式ホームページ広告掲載に係る広告主から必要な書類の提出を求めることができる。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、公式ホームページ広告掲載の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載決定に係る公式ホームページ広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

(第1号様式) (第4条関係)

年 月 日

新宿区総合政策部長 宛て

新宿区公式ホームページ 広告掲載申請書

新宿区公式ホームページ広告掲載要綱 (平成26年9月8日26新区区広報第825号)
第4条の規定に基づき、下記のとおり公式ホームページ広告掲載を申請します。

1 申請者

所在地	〒
名称	
代表者名	
担当者 (部署・氏名)	
電話番号	
緊急連絡先番号	
FAX 番号	
E-mail	
事業概要 (資料添付可)	

2 広告内容

リンク先 URL	
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで (カ月間)

上記申請に当たり、新宿区広告掲載ガイドライン (平成26年4月1日26新総合行第8号) 及び新宿区公式ホームページ広告掲載要綱 (以下「関係規程」という。) を遵守することに同意します。なお、上記申請内容は、関係規程に適合し、かつ、すべて事実と相違ないことを宣言します。新宿区において上記申請内容に疑義が生じた場合には、関係規程に基づく調査等が行われることにつき、異議はありません。

法人等住所・名称

代表者職名

代表者氏名・代表者印又は自署 _____

様

新宿区総合政策部長

新宿区公式ホームページ 広告掲載決定通知書

年 月 日に行われた新宿区公式ホームページ広告掲載要綱第4条の規定による公式ホームページ広告掲載の申請に対し、下記のとおり掲載することとしたので、同要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 広告主

法人・団体名称	
所在地	
代表者名	

2 公式ホームページ広告掲載の期間

--

3 決定の条件

--

4 バナーのデータの提出期限

--

5 掲載料の納付金額及び納付期限

納付金額	
納付期限	

6 その他

--

(問合せ先)

様

新宿区総合政策部長

新宿区公式ホームページ 広告不掲載決定通知書

年 月 日に行われた新宿区公式ホームページ広告掲載要綱第4条の規定による公式ホームページ広告掲載の申請に対し、下記のとおり掲載しないこととしたので、同要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 公式ホームページ広告掲載申請者

法人・団体名称	
所在地	
代表者名	

2 決定の理由

--

(問合せ先)

年 月 日

新宿区総合政策部長 宛て

新宿区公式ホームページ 広告掲載取下げ申出書

年 月 日に行われた新宿区公式ホームページ広告掲載要綱第5条第2項に規定する掲載決定について、同要綱第11条第1項第3号の規定による申出を下記のとおり行います。

記

1 公式ホームページ広告掲載決定の取下げを申し出る広告主

法人・団体名称		代表者印
所在地		
代表者名		
担当者 部署・氏名		
電話番号		
FAX番号		
E-mail		

2 公式ホームページ広告掲載決定の取下げ内容

取下げを希望する公式ホームページ 広告掲載決定通知書の番号	年 月 日付	第 号
取下げを希望する理由		

3 公式ホームページ広告掲載決定の取消しを希望する日

--

(第5号様式) (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区総合政策部長

新宿区公式ホームページ 広告掲載決定取消通知書

下記のとおり掲載決定を取り消したので、新宿区公式ホームページ広告掲載要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 公式ホームページ広告掲載決定の取消しに係る広告主

法人・団体名称	
所在地	
代表者名	

2 取消しが決定した公式ホームページ広告掲載決定通知書の番号

年 月 日付	第 号
--------	-----

3 取消しの理由

--

4 公式ホームページ広告掲載決定を取り消す日

--

5 その他

--

(問合せ先)